福岡県外国人材受入企業支援補助金交付要綱

令和８年５月１５日制定
福岡県中小企業団体中央会

（通則）

第１条　福岡県外国人材受入企業支援補助金（以下「県補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）および補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「施行令」という。）、福岡県が定める福岡県外国人材受入企業支援補助金交付要綱（７中小振第１２９９号。以下「県要綱」という。）、福岡県補助金等交付規則（昭和３３年福岡県規則第５号。以下「規則」という。）ならびにこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において「中央会」、「技能実習生」「補助事業者」「補助事業」とは、次の各号の定めるところによる。

（１）「中央会」とは、福岡県中小企業団体中央会をいう。

（２）「技能実習生」とは、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）別表第一の二に定める技能実習の在留資格を有するものをいう。

（３）「補助事業者」とは、次に掲げる要件をいずれも満たす者であって、中央会が県補助金の交付を行うものをいう。

①福岡県内に本社又は主たる事業所を有し、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者であること。

②パートナーシップ構築宣言を行っていること。

③技能実習生を１人以上受け入れていること、又は実績報告書提出日までに新たに受入れる具体的な計画があること。

④当該技能実習生の就業場所が福岡県内であること。

⑤令和９年１月１５日までに支出を含め、本補助事業が完了すること。

（４）「補助事業」とは、補助事業者が実施する県補助金の交付の対象となる事業をいう。

（交付の目的）

第３条　県補助金は、技能実習生の受入れに向けた企業の魅力発信や居住環境整備等を行う県内中小企業を支援し、外国人材の確保・定着を推進することで、雇用の安定を実現し、県内中小企業の経営を下支えすることを目的とする。

（補助対象経費および補助率）

第４条　補助事業者に交付する県補助金の補助対象経費は、補助事業を実施するために必要な経費のうち中央会会長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）とし、中央会会長は予算の範囲内において補助金を交付する。

２　補助対象経費の区分及び補助率、上限額は別表のとおりとする。

（交付申請）

第５条　補助事業者が、県補助金の交付を受けようとするときは、様式第１号による補助金交付申請書に必要な書類を添えて、中央会会長に提出しなければならない。

２　県補助金の申請は、１補助事業者につき本事業実施期間において１度のみ行うことができる。

（交付決定の通知）

第６条　中央会会長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、様式第２号により補助事業者に通知するものとする。また、不交付を決定したときは、様式第３号により通知するものとする。

２　中央会会長は、第１項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ、中止または廃止の届出）

第７条　補助事業者は、前条第１項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る県補助金等の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、申請を取り下げようとするときは、速やかにその旨を中央会会長に届け出なければならない。

２　補助事業者は、事業を中断する必要があるとき、もしくは事業を廃止するときには、様式第４号を用いて、中央会会長に届け出を行わなければならない。

（補助事業の経理等）

第８条　補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区別して補助事業の収入及び支出額を記載し、県補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

２　補助事業者は、前項の収支額について、その収支内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに補助事業の完了（補助事業の一部を廃止する計画変更の承認を受けた時を含む。）の日の属する年度の終了後、５年間保存しなければならない。また、中央会会長から要請を受けたときは、その写しを提出しなければならない。

（計画変更等の承認）

第９条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第４号により中央会会長に申請し、その承認を受けなければならない。

（１）補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の２０パーセント以内の流用増減を除く。

（２）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

（ア）補助金の交付目的に反しない事業内容の変更である場合

（３）補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

２　中央会会長は、前項の承認をする場合は、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

３　中央会会長は、第１項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更の承認を認めたときは、様式第５号により、補助事業者に通知するものとする。

（債権譲渡の禁止）

第１０条　補助事業者は、第６条第１項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を中央会会長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（事故の報告）

第１１条　補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに様式第６号により中央会会長に報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第１２条　補助事業者は、補助事業の遂行及び収支状況について、中央会会長の要求があったときは、速やかに様式第７号により中央会会長に報告しなければならない。

（実績報告）

第１３条　補助事業者は、補助事業を完了したとき（補助事業の一部を廃止する計画変更の承認を受けた場合を含む。）は、その日から起算して３０日を経過した日又は当該年度の１月１５日のいずれか早い日までに様式第８号により中央会会長に報告しなければならない。

２　補助事業者が、第１項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、中央会は期限について猶予することができる。

（交付決定の取り消し等）

第１４条　中央会会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）第７条の申請の取り下げ、中止又は廃止の届出がなされた場合または中央会会長が別に定める期日までに、県補助金の請求がなされなかったとき

（２）偽りその他不正な手段（刑法各条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に交付申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことをいう。）により県補助金の交付を受け又は交付を受けようとしたとき

（３）第２条の要件を満たさないことが判明したとき

（県補助金の額の確定及び通知）

第１５条　中央会会長は、補助事業者より第１３条の報告を受けたときは、当該報告書等書類の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、その報告に係る本事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（計画変更の承認を受けた場合はその承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき県補助金の額を確定し、様式第９号により補助事業者に通知するものとする。

（県補助金の支払）

第１６条　県補助金は、精算の方法により支払うこととし、補助事業者は、様式第１０号により中央会会長に請求しなければならない。

２　中央会会長は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、県補助金の全部又は一部について精算払を行うものとする。

（県補助金の返還期限）

第１７条　規則第１７条第１項及び第２項に規定する返還の期限は、当該返還命令の日から２０日以内とする。

（財産の管理等）

第１８条　補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、県補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２　補助事業者は、取得財産等について、様式第１１号による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

３　中央会会長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を中央会に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第１９条　取得財産等のうち、規則第２０条の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価５０万円以上（税抜）の機械、器具、備品その他の財産とする。処分とは、県補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供しようとする場合又は第２項に定める期間内に廃棄しようとする場合をいう。

２　規則第２０条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める期間とする。

３　補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第１２号により中央会会長に申請し、その承認を受けなければならない。

４　前条第３項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（補助事業において取得した個人情報の取扱い）

第２０条　補助事業者は、補助事業によって取得した個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

２　補助事業者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（１）個人情報を第三者（補助事業の目的の範囲内で、個人情報の取り扱いを外部に委託する場合等を除く。）に提供し、またはその内容を知らせること。

（２）個人情報について、補助事業の目的の範囲を超えて使用し、複製し、または改変すること。

３　個人情報を取り扱う場合には、責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の安全管理に必要な事項について定め、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

４　補助事業者は、個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等の事実を認識した

場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、中央会会長に当該事実が発生した旨、被害状況、復旧等の措置および本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告し、中央会会長の指示に従わなければならない。

５　補助事業者は、個人情報以外に、自ら収集または作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に基づいて取り扱うこととする。

６　本条各項の規定は補助事業完了後もその適用を受けるものとする。

（収益納付）

第２１条　中央会は、補助事業者の補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡、又は実施権の設定及びその他補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し交付した県補助金の全部又は一部に相当する金額を中央会に納付させることができるものとする。

（その他必要な事項）

第２２条　この要綱に定めるもののほか、県補助金の交付に関するその他の必要な事項は、中央会会長及び福岡県知事の協議により定める。